

南三陸町東日本大震災記録誌作成業務

プロポーザル審査要領

令和3年11月
南三陸町企画課

この「南三陸町東日本大震災記録誌作成業務プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は南三陸町が実施する「南三陸町東日本大震災記録誌作成業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、「南三陸町東日本大震災記録誌作成業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された、「南三陸町東日本大震災記録誌作成業務プロポーザル実施要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに対して行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに順位点（1位＝10点、2位＝9点等）を付し、各審査委員の順位点の合計点が最も高い者を委託候補者とする。
なお、合計点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定する。
ただし、全ての審査委員の評価点数を合計し、各審査委員の持ち点（各項目における配点の合計点）の合計の5割を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに対する審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知し、南三陸町ホームページにおいて公表する。

(別表)

審査項目、評価内容及び配点（100点満点）

審査項目	評価内容	配点
企画提案	企画提案内容は本業務を理解した内容になっているか	30
	写真や図表を取り入れた誰でも読みやすい構成内容になっているか	30
業務の実施体制	業務遂行のための編集・制作体制は整っているか	10
	業務遂行に問題ないスケジュールが計画されているか	10
	過去の業務実績が本業務を遂行するうえで十分なものか	10
見積金額	見積金額	10
合計		100

採点基準

区分	加重点
非常に優れている	1
優れている	0.8
問題はない	0.6
やや問題がある	0.4
問題がある	0.2
採用できない	0